



石油製品価格協定事件(最高裁昭和59年2月24日判決)の検討(上)松下満雄……8

工業用地等の賃貸借方式の検討富田健介……16

フランスのフランチャイズ法制オリビエ・ガスト／川越憲治……25
Olivier Gast

◇特集・情報社会を考える

コンピュータと取引社会(2)——

青江秀史／池田純一／辛島睦／北川善太郎／篠原俊次／渡邊來三郎……28

実務相談・リース取引のすべて(9)

伊藤博／中川潤／巻之内茂／森住祐治／山岸憲司……38

改正建物区分所有法と不動産登記実務(2)松尾武……46

米国不動産担保法入門①

目的物の譲渡、債務引受の意味と両者の関係國生一彦……53

►連載②◀

米国統一商事法典——仮訳と解説UCC研究会……63

法律 & ジョーク……51

マキシマムロー・ミニマムロー伏見和史……3

トピックス……4

割賦販売法改正法案、国会へ提出される

TPOをわきまえた債権回収を——日本ハム事件から学ぶこと

NBL情報……60・64／惜字炉……66



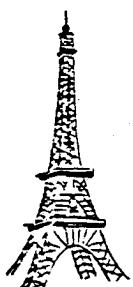
商事法務研究会

1984-4-1

302

フランスのフランチャイズ法制

オリビエ・ガスト弁護士著 川越憲治弁護士訳解説



○記者序

私がガスト氏にはじめてお会いしたのは、たしか一九八二年二月、東京の海運会館であった。氏はまだ若く、エレガントな紳士であったが、外国人のなかでもひときわ背が高く、オーバーな席の上に頭がのっているようになっていた。

次は一九八三年一月、冬のニューヨークリンドウでお会いした。この時は、日本人が二一歳であった。小柄でシックなパリジェンヌで、大抵にいたる「ヨーロッパ」(店舗名)は七月一日田口(?)にて出で、アーヴィング(?)を想起させた。

ガスト氏は、パリに住んで、七人の弁護士を務める法律事務所のシニア・パートナーである。もちろん、弁護士の資格をもつ。在学中からビジネス・ローを専攻され、第三期博士号を得た。博士論文は、「特約店またはフランチャイジーの抗合」であった。現在も、フランチャイジ

ハスや独立業者については、しょしば話をされるし、私が物語を聞かれていた。單行本としては非常にいい。」(中略)

するフランスの現在の法律状況がわかるれば有益であろう。

これから一〇年ないし一五年前、アメリカは「フランチャイズ・ブーム」を迎えていた。現在のフランスは、これと同じ状況にある。

（1）法律的な背景

フランス・システムという商業上の原理は、フランス人にとって、比較的最近受け入れられたものにすぎない。しかし、いまや将来性の高いものとして大いに人気が出てきている。ダイナミックな近代の経済がこれを要求しているといえるであろう。フランスの消費者は、フランチャイズを受け入れる用意ができるし、フランス法はローマ法系である。問題を處理するさいは、まずは別な法律は制定されていない。ちなみに、フランス法はローマ法系である。問題を處理するさいは、まずは第一に、制定法にあたり、あるいは法律の条文をひもとくことだ。ところが、フランチャイジングについては、特別な条文は何もない。

ヨーロッペ、なかんずくフランスするであろう。すでにアメリカのフランチャイザーは、フランスで市場へ進出する。そこで、フランスの法律家たちは、